

### 第3回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 3月 5日 (木) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

#### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番 角田 郁夫	4番 原田 良美
5番 遠藤 由理子	6番 松井 則雄
7番 堀江 正司	8番 本多 弘
9番 中村 光孝	10番 鶴淵 君江
11番 宇敷 和也 (会長)	12番 清水 文明
13番 井上 正文	14番 見城 覚
15番 小林 由喜子	

#### ・欠席

なし

#### ・遅刻

なし

#### ・早退

なし

#### ・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- |              |  |         |
|--------------|--|---------|
| 事務局長         | 1. 開会前<br>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。<br>在任委員15名中、現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。<br>それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。               | 午後1時25分 |
| 議長<br>(宇敷会長) | 2. 開会及び会長あいさつ  | 午後1時26分 |
| 議長           | 3. 議事録署名委員の指名について<br>最初に議事録署名人の指名を行います。<br>沼田市農業委員会会議規則により、議長において、14番見城覚委員、1番白石淳一委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。   | 午後1時27分 |
| 議長           | 5. 付議事件<br>議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。<br>なお、5番の案件は、「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、はじめに5番を除いて審議をお願いいたします。<br>議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 | 午後1時28分 |
| 事務局員         | 議案説明 5件<br><br>(議案内容説明)  |         |
| 議長           | 説明が終わりました。審議に入ります。<br>ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。<br><br>まず1番の案件について  |         |

13番

はい。

議長

13番。

13番

作付け作物できのこ類とありますが、露地栽培か施設栽培なのかどちらでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

現地は、更地の不耕作地です。施設など建てるものではなく、原木にコマを打って露地栽培になると思います。少しジメジメしたような湿った土地が希望と言うことでしたので、このまま使うものと思われま

3番

はい。

議長

3番。

3番

議案書には耕作者名が入っていないのですが、この理由と借入地が29aで兼業1人、専業2人ということですが、事業をやりながら専業が2人いますが、こんな狭いところで専業で2人も必要なの

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

申請地ですが、竹やぶになっている不耕作地のB分類となっている土地で、現在耕作している人がいません。これから整地して栽培をするということです。

昨年譲受人の法人が認定農業者を取得しました。これから営農の

方も規模拡大していくということです。

3 番            そういうことではなくて、この面積の農地に 2 人が必要な仕事量があるのかを聞きたい。

1 番            譲受人は、もともと農家だったわけです。それでほかでも農業をやっているみたいです。申請地は自宅の横にある土地でそこできのこ類を栽培したい。そういうことですよ。

1 3 番          譲受人の法人は大豆の加工品等を販売する業者ですから、農業という意味では農作物の加工販売も農業ですよ。

事務局員       面積に対して、専業が 2 名必要かということですが、譲受人は法人経営と農業なので兼業です。専業 2 名の内 1 名は配偶者で農事従事日数が 100 日、もう一人が子で 200 日となっています。必要かどうかというよりは、農業を専業にしている、譲受人の法人経営等には携わっていないため専業であるものと考えます。

3 番            分かりました。

議長           ほかに。

2 番の案件について

1 3 番          はい。

議長           1 3 番。

1 3 番          譲受人の方はよく知っているのですが、地目が畑となっていますが、ここは水田ではないですか。

1 番            ここは元は田んぼですね。そこでブルーベリーを作っている。利用権設定をして使っているものです。

1 3 番           ただ、地目が畑ってというのがどういうことかと思ひまして。

事務局長       利用権の設定が、平成27年でして、その以前はもちろん田んぼ  
だったと思ひます。今回の申請自体が利用権からの変更であつて、  
譲受人は既にブルーベリーを植えていて、調査の段階においての現  
況は畑として利用しているため現況地目の畑として記載してある  
ものです。

3 番           この方は認定農業者ですが、自作地がないのですが。

事務局員       はい。自己所有の農地は無く、借入地のみということですよ。

3 番           農地を持っていないっていうのはどういうことなのか。

1 3 番       もともとは非農家の方ですよ。

議長           よろしいですか。

3 番           はい。

議長           ほかに。

3 番の案件について

3 番           はい。

議長           3 番。

3 番           耕作者が入っていないのですが、竹やぶだとかそういうこと  
でしょうか。

事務局員       はい。

議長           事務局。

事務局員 畑として使われています。ただ農業委員会としては農地法3条や  
利用権の設定等がないため空欄としています。

3番 では、誰かが利用していて今回の譲受人が取得してもすぐに耕作  
ができる状態ということですね。

職務代理 申請地は、沼須町の農家の方が利用しているようです。

議長 ほかに。

無いようですので、4番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第11号については、5番の案件を除いて、申請のとおりこ  
れを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申  
請について」は、5番の案件を除いて、申請のとおりこれを認め、  
許可することと決定いたしました。

続きまして、5番の案件の審議になりますが、先ほども申し上げ  
ましたとおり「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議  
事参与の制限」に当たりますので、12番委員の退席を求めます。

～～～ 12番委員 退席 ～～～

それでは、5番の案件について審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第11号の5番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第11号の「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

ここで12番員の入室を認めます。

～～～ 12番委員 入室 ～～～

次に議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3 番 店舗用地とのことで、現地写真を見ると昭和 60 年から利用しているということですが、建物が関係ないように見えるのですが。

事務局員 はい。

議長 事務局

事務局員 現地写真の奥にある建物がありますが、それが店舗です。写真が見えづらだけで、建物を含んでいるものになります。

議長 ほかに。

2 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 12 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。



ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

9番

はい。いいですか。

議長

9番。

9番

申請地は現地写真を見る限りでは傾斜地だと思いますが、先ほどの説明では都市計画課は事業承認しているということですが、下には民家があるわけですよね。近年集中豪雨なども多いのでそのあたりの影響などはどうなのでしょう。

農業委員会の判断とすれば、農地法に照らし合わせた上での判断をするものだと思いますが。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

位置図を見ていただくと、東側に向かって傾斜が高くなっています。下側に2軒住宅がありますが、左側の家は譲渡人所有のもので現在居住していません。もう一方については、居住しているものになります。市都市計画課で事業届けを受理しますが、その際設置する土地の周囲、隣接する方から同意をとる努力規定があります。

1,000㎡以上の土地に設置する太陽光発電設備は「沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱」では、土地の造成をしない場合であると、雨水等の流量計算や排水計画についても届け出なくても良いものとなっていて、開発に関しては設置に関して問題はないとされているものです。

3番

さっきの続きになりますが、9番委員の話は、今は雑草なりの根があるため大丈夫だが、ソーラーになるとそういった土砂崩れの可能性が高くなるのではないかとということです。

- 1 番 申請地の南側に水路があって、その下側に譲渡人の田んぼがあるんですよね。またその下側にもあるのですが、雨の降る量によってはいっぱいになることもあるとは思いますが、この施設を作るときにそういったところも考慮してもらえればと思います。
- 9 番 ここ数年このような被害もあるということも聞いている。水はどうしても一番低いところに集まりますので、パネルもこれだけの枚数なので、荒地にそのまま降るとパネルの上に降ってから下方に流れるのでは違ってくるのかと思います。
- 1 番 以前は刈り払いをして雑木林みたいなところだったんです。だから木があるために特に問題なかったと思います。水路に関しても区の方から市へ陳情していると聞いています。
- 議長 雨水の流量計算は義務付けていたはずだが。
- 事務局員 3, 000 m<sup>2</sup>越えの開発行為については「沼田市地域開発事業指導要綱」での取り扱いになっているものなので、今回の1, 000 m<sup>2</sup>から3, 000 m<sup>2</sup>までの「沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱」では、土地造成を伴わないものについては不要となっています。
- 7 番 少なくとも急傾斜地であれば必要だと感じますけどね。
- 9 番 市の方だってそのあたりは協議はしているんだろうけど。
- 事務局員 それでは、はじめに都市計画で行う協議の流れについてですが、事業届けの受理に関しては、他法令の許認可の状況や周辺地権者・区の同意等がなければ受理されません。届け出の受理後に開発する事業者への指導・指摘事項がないかを関係部局から集約します。関係部署は、防災対策課、環境課、農林課、建設課、建築住宅課、上下水道課、農業委員会などが含まれます。そういった関係各所からの指摘事項を集約し開発事業者へそれぞれの対応について回答を

もらうものとなります。その回答が十分なものでなければ、再度の指摘を行うものです。

今回に関しては、上下水道課からは「設置区域には公共下水が埋設されているので工事着工前には連絡をすること」や「施工及び施工後の施設管理に関しては周辺の土地へ影響を及ぼさないよう配慮すること」など関係各課からの指導事項があります。

その後継続した指導事項がなければ施設の設置に関しては問題がないとの通知が出されるものと思います。

土砂災害を心配されたことへのご指摘ですが、都市計画課が各課意見を集約していますので、これに関しては、防災対策課や環境課、建設課なりが指導していないものを、農業委員会が差し戻すのは難しいのかなと思いますし、農地法上の規定で許可できるのかできないのかを判断すべきことかと思われま。

1 番 区の方から陳情書が出るとか出ているとか聞いたんです。水路を改修して欲しいという。

事務局員 それは、農業用水路でしょうか。

1 番 そうだと思います。そのあたりも確認しておいてもらえば良いのかなと思います。

議長 そういったことであれば、雨水の処理は用水路に流し込むと考えられる。それは1番委員さんが言ったように別のところへ陳情してもらうとして、農転の許可書にそういう意見書を付けたりはできないか。

9 番 地元からそういった陳情が出ていて、都市計画で問題ないというのはちょっと考えられない。農業委員会としての許可に直接関係するところではないかもしれないが。

事務局員 都市計画課への事業届けでは切土盛土はしないとのことで、雨水に関しては自然浸透である旨の記載があります。それで令和元年7月12日に届け出て、協議終了は8月9日です。用水路の話ですが、

区からの陳情がいつあったかによるとは思うんですが、昨年7月の時点で陳情されていれば農林課から指導事項として水路のことに  
関して指導していると思いますが、この時点で農林課からは指導事項なしとなっています。

3 番 農業委員会とすればこういった意見があるということを都市計画課に伝え、こういった懸念される事項については検討する必要があるのではないかとということをお願いしていくことが必要だと思います。

事務局員 都市計画課の方では要項に照らして協議済みだということなので、農業委員会とすれば農地法に照らしてどうなのかという判断をしていただいて、そういった懸念があるという意見は繋げていくということによろしいでしょうか。

議長 農業委員会としてはそういう考えだと言うことは伝えた方が良いでしょう。

議長 ほかに。

無いようですので、2番の案件について

3番の案件について

3 番 はい。3番。

議長 3番。

3 番 パレットって言いましたけど、パレットの意味を教えてください。

事務局員 フォークリフト等で物を運ぶ時に使用する板です。

3 番 板ってことは木製ですか。

事務局員 木製もありますし、プラ製のものもあります。

3 番 この場合は、プラスチック製のパレットでしょう。これも農業委員会はオーケーだと思いますが、プラスチックだと火災なんかになると大変なことになるんですよね。

7 番 火事になることよりも農業委員会とすればそのまま放置された状態になることの方がマズいことかと思います。

事務局員 いわゆる廃棄した状態と言うことかと思いますが、位置図を見ていただいて、申請地と道路の間に土地が介在していて、ここの土地の所有者は譲受人の土地となっています。ですので、山側だけでなく道から斜面までを一体で利用する可能性もあります。

7 番 はい。以上です。

議長 ほかに。

無いようですので、4 番の案件について

3 番 はい。

議長 3 番。

3 番 この案件の譲受人に関しては以前も聞いたことですが、今回も2 件の太陽光で借入金とありますが、前は会社から借り入れるということでしたが、こんなに高額で立て続けに大丈夫なのかと思わせて。

事務局員 今回も関係する法人から借入となっています。借入とはなっていますが、その法人の自己資金からの借り入れでありまして、残高証明が添付されているものです。

3 番 残高証明なんですね。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、5番の案件について

6番の案件について

7番の案件について

3番

まさしくこれなんか住宅を囲むように計画されています。当然ここも同意をもらっている訳ですよ。

事務局員

そのあたりはクリアできている案件であるため通知が出ているものです。

議長

ここも傾斜地かと思うので同様に取り扱いってください。

13番

譲受人の法人ですけど香川県ということで、群馬県に営業所があるとか、そのあたり分かればお願いします。

事務局員

市内に6カ所目の農転を含む申請です。許可された事業について順次着工するよう指導した際に確認していますが、一番近いところで東京に営業所があります。群馬にはありません。国内4、5カ所営業所なり支店がありました。

13番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、8番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第13号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議案第14号「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

9番

はい。

議長

9番。

9番

今説明があったのですが、推進委員さんとか事務局で確認をしているのでしょうか。書面上だけで設定するものになるのか。

7番

中間管理機構が関わった貸貸の設定になるわけでしょう。

議長

既に貸付者と農業公社で集積計画が済んでいるもので、その後の借入者と農業公社間で中間管理事業を利用しての貸貸借権の設定をするものです。

9番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

13番 はい。議長。

議長 13番。

13番 例えばこの中で、1町6反の広い面積で賃借権を設定する方がいますが、現在耕作している農地を返したりするのか、それとも耕地面積が増えるものなのか、その増減について知りたい。

これが仮に1町6反という広い面積が現在の耕作地から単純に増えるものとした場合、適正な農地の利用が確保されることが見込まれるのか。そのあたり確認をしているか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 今までは、土地所有者とお互いで利用権で賃借の設定をしていましたが、賃貸借期間が終期を迎えたタイミングで、中間管理事業を利用した利用権の設定に切り替えたものですので、耕地面積に増減はありません。

13番 はい。分かりました。

3番 良いですか。私は27ページの賃貸借期間について質問があります。ほかの方は5年とか10年と切りが良いのですが、この方だけ9年と中途半端なんです。何か理由がありますか。

事務局員 はい。

議長 事務局員。

事務局員 こちらの法人ですが、貸付人が中間管理機構に利用権設定が昨年6月でした。沼田市は利用権の終期を12月としていますので、終期をいつにするかで半年ずれることがあります。今回は終期を決めてあったため9年での設定となっています。



議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第14号は、計画（案）のとおりこれを認めることにご異議  
ございませんか。

（異議なし）

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第14号「農用地利用配分計画（案）について」は、  
計画（案）のとおり、これを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時53分

## 6. 協議事項

- （1）あっせんについて
- （2）農地に該当しないことの証明願の取り扱いについて
- （3）その他

## 7. 連絡事項

- （1）農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦・公募について
- （2）令和元年度群馬県農業委員会活動推進研修会について
- （3）令和元年度農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について
- （4）利用意向調査について
- （5）行事予定について
- （6）その他

## 8. 閉 会

終了 午後3時08分